

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた議会としての対応

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月16日に日本国内で初感染が確認されて以降、全国的に感染者が増加し、市民生活、経済活動に影響が及んでいる。高梁市内においても感染者が確認される中、市民への行政サービスと高梁市議会としての議会機能を維持することを最優先に考えるとともに、感染拡大の防止に向け執行機関の迅速な対応を支援するため、次のとおり拡感染症大防止の対応を行う。なお、感染状況に応じて随時変更を行うものとする。

### 1. 会議開催時の対応について

- (1) 議場、委員会室の出入り口に消毒液を設置する。
- (2) 一般傍聴においては、本会議は入庁時の体温検査及びマスクの着用、手指消毒を行った上で、隣の人と間隔をとって着席するものとし、委員会の傍聴は自粛を要請する。なお、風邪の症状や発熱（37.5度以上）がある場合は、傍聴を控えていただく。
- (3) 各議員、執行機関に対して、感染予防対策を確実に実施するよう注意喚起の掲示を行う。
- (4) 議員は、各自で体温を確認し、マスク等の感染予防対策を実施したうえで登庁することとし、風邪の症状や発熱（37.5度以上）がある場合は、議長又は委員長へ報告を行ったうえで、登庁を控える。
- (5) 会議は密閉空間、密集、密接を避け、適宜会議を休憩し、会議室の換気を行う。
- (6) 本会議、委員会の運営については別に定める。

### 2. 行政視察、行事の実施について

- (1) 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の管外行政視察の実施については、移動先の流行状況や各都道府県が出す情報等を確認するなどし、慎重な判断及び行動をすること。
- (2) 他議会からの行政視察受け入れは実施するが、感染拡大防止に協力いただくとともに、感染拡大などの状況の変化によっては、受け入れを中止することができる。
- (3) 議会報告会は、積極的な開催呼びかけは行わないものとし、団体等から開催の希望があった場合は、高梁市が定める「新型コロナウイルス感染症に関する市主催イベント等の取扱いについて」に従って、感染防止対策を行うこと。

### 3. 議会及び議員活動について

- (1) 日常的な感染予防対策を確実に行うとともに、やむを得ない場合を除いて、不特定多数の参加が見込まれる会合等への参加は見合わせる。

- (2) 議会へ訪問される市民等に対して、感染予防対策を確実に実施するよう周知徹底する。
- (3) 県外への移動制限は解除する。ただし、感染が続いている地域へ移動する場合は、移動先の流行状況や各都道府県が出す情報等を確認し、慎重な行動をすること。
- (4) 議員は、毎朝検温を実施するなど自身の体調管理を十分に行い、体調に異変があれば速やかに議長へ連絡すること。
- (5) 議長は、議員と執行機関との情報共有に努める。  
(議員への情報提供は、緊急メールへの配信を基本とする。)

#### 4. 議会としての対応の広報について

議会としての対応及び来訪者に対する注意喚起について、以下の方法により周知する。

- (1) ホームページ
- (2) 吉備ケーブルテレビ
- (3) 議会だより
- (4) 文字放送など

#### 5. 議員が濃厚接触者または感染者と判明した場合について

- (1) 議員またはその同居の家族が濃厚接触者または感染者と判明した場合は、保健所等の指示に従い行動し、速やかに議長に報告すること。また、保健所等からの連絡、指示があった場合は、その都度議長へ報告すること。
- (2) 議員がPCR検査の結果、感染が確認された場合は、執行部が行う公式発表にあわせて、市議会議員であること、業務の継続方針等を公表する。
- (3) 医師の許可が出るまでは、登庁を禁止する。

#### 6. 市内に感染者が発生した場合の対応について

議会としての対応は、「災害発生時における議会対応指針」に準じて対応することとし、具体については正副議長及び議会運営委員長により協議、調整を行い決定することができる。

(経過)

- 令和2年 4月16日 議会全員協議会
- 令和2年 4月17日 一部改正
- 令和2年 6月19日 一部改正
- 令和2年11月27日 一部改正